入院食事療養費と入院生活療養費

令和８年６月１日時点

当院は、入院食事療養費（Ｉ）及び入院生活療養費（Ｉ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については１８時以降）適温で提供しています。

◆食事療養費標準負担額

所　得　区　分		標準負担額
一般（下記以外の方）		５５０円/１食
住民税非課税	９０日までの入院	２７０円/１食
	９０日超の入院：長期該当者 （過去 12 か月の入院日数）	２２０円/１食 ※（１）

※（１）「限度額適用・標準負担額減額認定証」に長期入院該当年月日及び交付者印の掲示が必要です。

◆６５歳以上の方が療養病棟に入院した時の生活療養費標準負担額

所得区分	１食あたりの食費		１日あたりの居住費
一般（下記以外の方）	５５０円/１食		４３０円/日
住民税非課税（７０歳未満） 低所得者Ⅱ（７０歳以上）	９０日までの入院	２７０円/１食	４３０円/日
	９０日超の入院：長期該当 (過去 12 か月の入院日数)	２２０円/１食 ※（１）	
低所得者Ⅰ（７０歳以上）	１６０円/１食		４３０円/日
低所得者Ⅰ（７０歳以上） （重篤な病状又は集中的治療を要する者等）	１３０円/１食		４３０円/日

※（１）「限度額適用・標準負担額減額認定証」に長期入院該当年月日及び交付者印の掲示が必要です。

新富士病院